船舶事故調査報告書

令和３年７月２８日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和２年８月１４日　１５時２０分ごろ
発生場所	熊本県和水町菊池川内藤橋付近 久米野四等三角点から真方位２７８°　１，０８０ｍ付近 （概位　北緯３２°　５９．８′　東経１３０°　３６．４′）
事故の概要	水上オートバイ忍者号は、浮体をえい航して遊走中、水上オートバイRINAは、遊走中、RINAと浮体が衝突した。
事故調査の経過	令和２年８月２６日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　水上オートバイ　忍者号、０．１トン ２５０－５２２８７熊本、個人所有 Ｂ　水上オートバイ　RINA、０．１トン ２９４－２２７１４熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、特殊小型 搭乗者Ａ Ｂ　船長Ｂ、特殊小型
負傷者	重傷　１人（搭乗者Ａ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南、風力　３、視界　良好 水象：川面　平穏
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、３人乗りの浮体（以下「本件浮体」という。）に搭乗者Ａほか１人を乗せ、長さ約１０ｍのロープでえい航しながら、菊池川の上流に向けて遊走していた。 Ａ船は、Ｂ船の左舷側を追い越そうとしたところ、Ｂ船が左旋回し、Ａ船はＢ船の船首方至近を通過したものの、本件浮体がＢ船と衝突した。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、菊池川の下流に向けて遊走した後、上流に向けて遊走することとした。 船長Ｂは、上流に向けて遊走を続けた後、後方から接近する他船はいないと思い、家族等がいる菊池川右岸の集合場所に戻ろうと左旋回したところ、船首方至近にＡ船を認めて落水し、Ｂ船が本件浮体と衝突した。 船長Ｂは、左旋回する際に周囲をしっかりと確認しておけばよかったと本事故後に思った。
分析	Ａ船は、本件浮体をえい航しながら遊走中、船長Ａが、Ｂ船の左舷側を追い越す際、Ｂ船に接近して航走したことから、左旋回したＢ船

	と本件浮体が衝突したものと考えられる。 　Ｂ船は、遊走中、船長Ｂが、後方から接近する他船はいないと思い、左旋回したことから、Ｂ船の左舷側を追い越す状態で接近するＡ船が船首方を通過したものの、本件浮体と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が本件浮体をえい航しながら遊走中、Ｂ船が遊走中、船長Ａが、Ｂ船の左舷側を追い越す際、Ｂ船に接近して航走し、また、船長Ｂが、後方から接近する他船はいないと思い、左旋回したため、Ｂ船と本件浮体が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイで浮体をえい航する際、他船から十分に余裕のある距離を確保して遊走すること。 ・水上オートバイで旋回する際、後方の他船等の有無及び動向に注意すること。